

介護認定審査会室及び介護認定事務センター等の端末等の賃貸借及び保守業務入札等の手続きに関する
質疑回答一覧

No	質疑事項	回答
1	半導体不足等、リース会社の責によらない理由による納期遅延が発生した場合は、指名停止等の処置は無く、賃貸借期間・賃貸借料の変更等を協議頂けますでしょうか。	納期遅延が受託者の責によらない場合は、指名停止措置の対象とはしていません。 各機器の納期は遵守いただきますが、真にやむを得ない事情によると本市が判断した場合は、受託者と契約内容について協議させていただきます。ただし、その場合でも、仕様書にて納期を令和8年8月31日に設定しているプリンター1台及び仕様書別紙5にて納品場所が「旧デイサービスセンター本町1階」となっている機器については遅延による影響が大きいため、配慮が必要であることを考慮すること。
2	賃貸借終了後、機器撤去の際は、新潟市様にて配線の取り外し、機器を各場所1か所に取り纏めを頂いた状態からの撤去にて宜しいでしょうか。	端末及びスキャナーについてはお見込みのとおりです。プリンター及び大量印刷用プリンターについては、回収場所にて受託者にて配線を取り外しのうえ、設置場所から撤去してください。
3	動産総合保険の対象は火災、盗難、落下、取扱不注意による破損、破裂、爆発、落雷、風、ひょう、水漏れ、茶こぼしにより機器が正常に稼働しなくなった場合の対応にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	リース料のお支払いは当月分を翌月末日お支払いでよろしいでしょうか。 (例：2026年10月分を2026年11月末日お支払い、以降同様)	賃料の支払いについては、契約書(案)第2条のとおりです。
5	動産総合保険はリース開始日の2026年10月1日から付保するという理解でよろしいでしょうか。賃貸借開始前の事故については、万一新潟市様の過失等による故障が発生した場合は、新潟市様のご負担にて修理いただくこととなりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	賃貸借終了後、データ消去作業は必要でしょうか。必要となる場合、下記のご教示をお願い致します。 ・消去対象機器はどれになりますでしょうか。 ・データ消去作業場所は撤去後、リース会社倉庫にて行う認識で宜しいでしょうか。	データ消去作業は、契約書(案)内の「情報セキュリティに関する要求事項」第8条の記載に基づき実施してください。 消去対象機器は、LGWAN 系端末、インターネット系端末、マイナンバー系端末の各全台のほか、プリンター、スキャナー及び大量印刷用プリンターのうち記録媒体を含むものすべてです。なお、この際、記録媒体は物理破壊(穿孔処理、圧壊処理、シュレッダーによる粉碎等)もしくはそれに準じる方法にて確実に復元を不可能としてください。 データ消去場所については、本市各設置場所から撤去後に受託者側にてご用意ください。